

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市心身障害者通所援護事業費補助事業
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	心身障害者の保護者団体等が実施する援護事業の円滑な運営を図るため、当該援護事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの
補助事業者	心身障害者保護者団体
補助対象経費	事業を運営するために必要な次に掲げる経費 (作業会計に係る経費を除く。) 1 事務費 報酬、給料、手当、賃金及び社会保険料 2 事業費 旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費及び各種損害保険料)、使用料、賃借料、備品購入費及び委託料等
類似補助の有無	なし
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	次に掲げる事務費及び事業費の合計(上限) 1 事務費 基本事業 Aランク 指導に従事する常勤職員が2人以上で、かつ、月初日登録人員が10人以上の場合 月額 353,000円×年間開設月数 Bランク 指導に従事する職員が2人以上(うち常勤する者が1人以上)で、かつ、月初日登録人員が7人以上の場合 月額 264,750円×年間開設月数 Cランク 指導に従事する常勤職員を1人以上置く場合で、かつ、月初日登録人員が5人以上の場合 月額 176,500円×年間開設月数 2 事業費 A・Bランク月額 101,200円×年間開設月数 Cランク 月額 50,600円×年間開設月数 1,000円未満切り捨て ○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	上記、事務費及び事業費の合計全額 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	
数値目標等	数値化不可
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果(計算式) ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 第5期障がい福祉計画期間内(2018年～2020年)の整備予定なし
補助制度開始	平成19年4月1日

見直し時期	今年度廃止予定
補助終期	-
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
事業担当 （担当部署）	社会福祉課
（電話番号）	0259-63-5113